

第 64 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
徳島市南矢三町三丁目 5 番33	蔭 山 聖 二	徳島県営住宅の家賃1,128,800円に係る債権	回収不能のため
徳島市新浜町一丁目 5 番	田 内 實 男	徳島県営住宅の家賃147,800円に係る債権	同 上
徳島市新浜町一丁目 4 番	森 トシ子	徳島県営住宅の家賃954,000円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。